

箕面市立第五中学校 部活動に係る活動方針

令和元年8月26日

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動指導者は顧問を含む複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日の設定について

- (1) 休養日は週2日以上設定する。
なお、練習試合や大会等で、週2日以上 of 休養日が設定できない場合は、休養日を他の日（定期考査期間等を含む）に振り替える等、部ごとに年間で少なくとも104日以上 of 休養日を設定する。
- (2) 週末の休養日に関しては、「部活動休養日の取り扱いについて」（平成30年3月6日付け 箕子教第150号）を必ず遵守すること。
- (3) 1日の活動時間は、大阪府部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）で「平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度」と示されていることを踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行うよう努めることとする。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的 to 実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。